

四万十町建築工事共通費積算基準

1. 共通費の区分と内容

- (1) 共通費は、区分と内容は令和5年3月29日付け国営積第8号「公共建築工事共通費積算基準」（以下「共通費積算基準」という。）によるものとし、内容を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

2. 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は共通費積算基準の表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は別表－1から別表－7によるものとする。
なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は共通費積算基準の表－5及び表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。
 - ・現場環境改善費
 - ・工事場所以外の屋外整理清掃費
 - ・新たな施策等の試行による特別な費用
- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。鉄骨工事の直接工事費（建て方用揚重機械器具費を除く）に対してはこの共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定し、鉄骨以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により共通仮設費を算定する。
- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別表－8の共通仮設費率によるものとする。これによりがたい場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

3. 現場管理費の算定

- (1) 現場管理費は共通費積算基準の表－2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。
ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 現場管理費率は、別表－9から別表－15によるものとする。
なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 現場管理費率に含まれる内容は共通費積算基準の表－2による。

- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。鉄骨工事の純工事費（建て方用揚重機械器具費を除く）に対してはこの現場管理費率に 0.6 を乗じて現場管理費を算定し、鉄骨以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により現場管理費を算定する。
- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別表－8 の現場管理費率によるものとする。これによりがたい場合は、別途現場管理費を算定する。
- (6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4. 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等の内容は共通費積算基準の表－3 及び表－4 の内容について、工事原価に対する比率により算定する。
- (2) 一般管理費等率は、別表－16 から別表－18 による。
- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 工事価格が 10,000 円単位となるように、算出された範囲内で、一般管理費等の端数調整を行う。
ただし、工事価格が 100 万円未満の場合は 1,000 円単位とする。

別表－１ 共通仮設費率(新営建築工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ $(注２・３)$ Kr：共通仮設費率(%) (注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000(千円) $\leq$ P $\leq$ 5,000,000(千円) (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－２ 共通仮設費率(改修建築工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ $(注２・３)$ Kr：共通仮設費率(%) (注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000(千円) $\leq$ P $\leq$ 1,000,000(千円) (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－３ 共通仮設費率(新営電気設備工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ $(注２・３)$ Kr：共通仮設費率(%) (注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 10,000(千円) $\leq$ P $\leq$ 1,000,000(千円) (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－４ 共通仮設費率(改修電気設備工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ $(注２・３)$ Kr：共通仮設費率(%) (注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 3,000(千円) $\leq$ P $\leq$ 1,000,000(千円) (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－５ 共通仮設費率(新営機械設備工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ ^(注２・３) Kr：共通仮設費率(%) ^(注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－６ 共通仮設費率(改修機械設備工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ ^(注２・３) Kr：共通仮設費率(%) ^(注４) P：直接工事費(千円) T：工期(か月)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq P \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－７ 共通仮設費率(昇降機設備工事)

共通仮設費率 (注１)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ ^(注２・３) Kr：共通仮設費率(%) ^(注４) P：直接工事費(千円)
(注１)本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３)P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq P \leq 500,000(\text{千円})$ (注４)Kr の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－８ 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合の共通仮設費率及び現場管理費率

共通仮設費率	1.00 %
現場管理費率	2.00 %

別表－ 9 現場管理費率(新営建築工事)

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) Exp () は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 5,000,000(\text{千円})$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表－ 1 0 現場管理費率(改修建築工事)

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) Exp () は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表－ 1 1 現場管理費率(新営電気設備工事)

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp}(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) Exp () は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表－ 1 2 現場管理費率(改修電気設備工事)

現場管理費率 (注 1)	$Jo = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T) \quad (\text{注 2} \cdot 3)$ Jo : 現場管理費率 (%) (注 4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注 1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注 2) Exp () は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注 3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注 4) Jo の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	

別表－１３ 現場管理費率(新営機械設備工事)

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp}(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T) \text{ (注２・３)}$ J_o : 現場管理費率(%) (注４) N_p : 純工事費(千円) T : 工期(か月)
(注１)本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１４ 現場管理費率(改修機械設備工事)

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T) \text{ (注２・３)}$ J_o : 現場管理費率(%) (注４) N_p : 純工事費(千円) T : 工期(か月)
(注１)本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 1,000,000(\text{千円})$ (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１５ 現場管理費率(昇降機設備工事)

現場管理費率 (注１)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p) \text{ (注２・３)}$ J_o : 現場管理費率(%) (注４) N_p : 純工事費(千円)
(注１)本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注２)Exp()は、指数関数 $e^{(\quad)}$ を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注３) N_p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000(\text{千円}) \leq N_p \leq 500,000(\text{千円})$ (注４) J_o の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。	

別表－１６ 一般管理費等率(建築工事)

工事原価	５百万円以下	５百万円を超え３０億円以下	３０億円を超える
一般管理費等率	１７．２４％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．４３％
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円) 注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１７ 一般管理費等率(電気設備工事)

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１７．４９％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０６％
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円) 注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

別表－１８ 一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事)

工事原価	３百万円以下	３百万円を超え２０億円以下	２０億円を超える
一般管理費等率	１６．６８％	一般管理費等率算定式により算定された率	８．０７％
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率(%) C_p ：工事原価(千円) 注１． G_p の値は、小数点以下第３位を四捨五入して２位止めとする。			

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。